

地方公共団体の設置する官民共同窓口の実施に関する協定書

札幌北公共職業安定所を甲、【民間職業紹介事業者】を乙、札幌市を丙として、甲乙丙間において、下記条項により、地方公共団体の設置する官民共同窓口の実施に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、「地方公共団体の設置する官民共同窓口について」（平成 17 年 3 月 24 日付け職発第 0324001 号）に基づき実施する「地方公共団体の設置する官民共同窓口」（以下「官民共同窓口業務」という。）の実施に関する必要な事項を定めることにより、甲乙丙が協力し、官民共同窓口業務を推進することを目的とする。

(官民共同窓口業務の実施体制)

第 2 条 官民共同窓口業務は、甲及び乙がそれぞれ独立した組織体制により実施する。

(官民共同窓口業務における役割分担)

第 3 条 官民共同窓口業務における甲乙丙の役割分担は、甲乙丙協議のうえ別途定める。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する役割分担に基づき、相互に協力し官民共同窓口業務を実施するものとする。
- 3 丙は、官民共同窓口業務の広報等を通じて当該事業の対象となる者への周知を図り利用を促すほか、側面から官民共同窓口業務を支援するものとする。

(施設の提供)

第 4 条 丙は、官民共同窓口業務を実施するために必要な事業所施設を、甲及び乙に対し無償で提供する。

- 2 丙は、事業所施設以外の施設で、甲又は乙が官民共同窓口業務に付帯する事業を実施するために必要な施設の確保に努める。
- 3 甲及び乙は、丙が確保した施設を、丙が指定する手続を経て使用することができる。

(官民共同窓口業務の期間)

第 5 条 官民共同窓口業務の期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

(官民共同窓口業務の中止)

第6条 前条に規定する期間中において、甲乙丙のいずれかから書面による官民共同窓口業務中止の申し出があった場合は、甲乙丙の協議により、官民共同窓口業務を中止することができる。ただし、中止の申し出は、中止しようとする日の3ヶ月前を原則とする。

2 乙が前項の申し出をし、甲及び丙が官民共同窓口業務の継続を望む場合には、丙が申し出の民間事業者に替わる他の事業者を選定することにより官民共同窓口業務を継続することができる。

(個人情報取扱い)

第7条 甲及び乙間において、一方が官民共同窓口業務の実施に際して取得した個人情報を他方に開示する場合は、情報を開示する当事者が、情報の提供者から開示についての承諾を得るものとする。

2 甲及び乙は、官民共同窓口業務において取得した個人情報については、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他関係法令に照らし、適正に管理する。

(業務運営協議会の設置)

第8条 官民共同窓口業務の運営にあたり、甲乙丙間における密接な連携・協議を図るため、業務運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営に必要な事項は、甲乙丙協議のうえ別途定める。

(実績報告)

第9条 丙は、毎月の官民共同窓口業務における実績を別に定める報告書により記録し、管理する。

2 丙は、前項に定める報告書を、甲及び乙の求めに応じ提出することができる。

(関連事業の委託等)

第10条 丙は、官民共同窓口業務に関連する事業（以下「関連事業」という。）を実施する場合は、乙に委託することができる。

2 丙は、乙の実施する関連事業に対し助成することができる。

3 第1項に規定する委託及び前項に規定する助成の内容については、予算の範囲内で丙が別途定めるものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項は、甲乙丙間で別途協議のうえ別に定める。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 札幌市東区北16条東4丁目
札幌北公共職業安定所
所 長

乙 札幌市

【民間職業紹介事業者】の代表者

丙 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



職発第0324001号
平成17年 3月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

地方公共団体の設置する官民共同窓口について

構造改革特別区域法（平成14年法律189号）附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）（以下「基本方針」という。）2.(6)②）に基づく、基本方針別表1の「903 官民共同窓口の設置による職業紹介事業」については、平成15年3月17日付け職発第0317002号「構造改革特別区域内の官民共同窓口における職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定の取扱いについて」（以下「特区通達」という。）により措置しているところであるが、当該特区通達による措置は、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定）において、「地域を限定することなく全国において実施」するものとされ、これを踏まえた「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成16年12月10日閣議決定）の「全国展開することとなった規制の特例措置」に盛り込まれたことから、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を経ずに実施することを可能とするものである。

今般、地方公共団体の設置する官民共同窓口においては、下記のとおり実施することとするので、御了知の上、適切な対応方お願いする。

なお、本通達の施行に伴い、特区通達は廃止する。

記

1 地方公共団体の設置する官民共同窓口の概要

- (1) 地方公共団体の設置する官民共同窓口とは、地方公共団体の所有し又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事業所の共同窓口（以下「官民共同窓口」という。）が設置され、共同して職業紹介サービスを行うものをいう。
- (2) 官民共同窓口は、地方公共団体が主体となって、地方公共団体が所有し、又は借り上げた施設に設置するものであるが、国においては、次の2点を考慮のうえ、これに協力するか判断するものであること
 - ア 地域の労働力需給調整を効果的に実施するため、求職者の利便性を高め、官民相まって職業紹介を実施することによって労働力需給調整がより円滑化するものであること
 - イ 官民共同窓口の設置を希望する地方公共団体の区域を管轄する都道府県労働局の人員、予算等から勘案して、公共職業安定所の出先窓口の設置が実現可能であること

2 官民共同窓口の設置に係る手続き等

- (1) 官民共同窓口の設置を希望する地方公共団体は、次の内容を記載した書面により、当該地方公共団体の区域を管轄する都道府県労働局長に申し出るものとする。こと。
 - ア 実施主体の名称（地方公共団体名）
 - イ 官民共同窓口における職業紹介事業の範囲（地域、取扱職種等）
 - ウ 官民共同窓口の設置を予定する場所（所在地住所（地方公共団体が所有し、又は借り上げた施設であることを確認できる書類を添付すること）、付近見取図及び図面）
 - エ 官民共同窓口の実施体制（全体の組織、窓口の体制（官民それぞれの内訳を含む））
 - オ 官民共同窓口に係る公共職業安定所及び民間職業紹介事業者の特定状況
 - カ 官民共同窓口の開始日
 - キ 官民共同窓口の設置が地域の円滑な労働力需給調整に及ぼす効果（官民共同窓口として見込まれる利用者数等の事業規模、求職者の利便性の向上など実施により期待される効果等）
 - ク その他官民共同窓口の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (2) (1) の申出を受けた都道府県労働局長は、当該申出について速やかに職業安定局長に報告すること。この場合において、官民共同窓口の設置が地域の求職者の利便性を高め、労働力需給調整がより円滑化することに資するかどうか、都道府県労働局の人員、予算等を勘案して公共職業安定所の出先窓口の設置が実現可能かどうか等の意見を付すこと。
- (3) 職業安定局長は、都道府県労働局長の報告に基づき、同意又は不同意の判断を行い都道府県労働局長あて連絡すること。また、不同意とする場合には、具体的な理由を付すものとする。
- (4) (3) の連絡を受けた都道府県労働局長は、申し出た地方公共団体に速やかに同意又は不同意の回答を行うこと。
- (5) 同意の回答を得た地方公共団体は、速やかに公共職業安定所、民間事業者及び地方公共団体の三者による協議会を設置すること。
- (6) 地方公共団体は、官民共同窓口を変更又は廃止する場合は、事前に都道府県労働局長に連絡すること。
- (7) 職業安定局長は、官民共同窓口の実施状況等を勘案して、変更又は廃止を申し入れることができるものとする。

3 官民共同窓口における措置の内容

- (1) 地方公共団体の設置する官民共同窓口においては、公共職業安定所の出先窓口及び民間職業紹介事業所の間で、その保有する求人情報及び求職者情報を相互に連絡・回付する行為は、職業安定法第5条の4における「正当な事由」及び第51条第1項における「正当な理由」に該当するとともに、同法第51条第2項及び第51条の2における「みだりに他人に知らせ」ることには該当しないものとする。
- (2) 個人情報の漏えいを防止するための措置として、次の措置を講ずること。
 - ア 官民共同窓口の運営について、公共職業安定所、民間事業者及び地方公共団体の三者による協議会を設置すること
 - イ あらかじめ当該三者間の協議により協定を締結して必要な事項を定めるものとする。この場合において、次の事項を盛り込むこと。
 - (ア) 官民共同窓口の運営に係る三者間の協議会の開催に関すること

- (イ) 官民共同窓口における求人情報及び求職者情報を相互に連絡・回付に当たっての取扱に関する事
- (ウ) 官民共同窓口の運営に係る具体的な業務の進め方に関する事

4 経過措置

本通達の施行の際、現に設置されている官民共同窓口については、本通達2(3)の同意を得て設置されたものとみなして、本通達を適用する。

5 適用期日

本通達は、平成17年3月31日から適用する事。



印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 令和6年度 札幌市就業サポートセンター等運営事業

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間 | 2024年 4月 1日から | |
| | 2025年 3月31日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 6年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住所
氏名
代表者

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、【別表に定める各月の期間ごとの】役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、【別表に定める各月の期間ごとの】契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することがで

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

きないとき。

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めるときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

役務一第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

別表

月	支 払 金 額
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
年 月	円
合 計	円

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
- (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

あいワークにおける札幌市相談員の業務について（概要版）

1 営業開始時付近の業務

- 庁舎管理者から鍵を受け取り、施設の開錠を行う。
- 営業開始に先立つ清掃や整理、消耗品・パンフレット類補充等の準備作業を行う。
- ハローワークのサービス提供開始時刻（中央・東は8時45分、その他は9時30分）が近づいたら、来所者端末の起動等を行う。

2 営業時間中の業務（求職者の受付・案内等）

<初期対応>

来所者の用件を把握。

<来所者端末の利用を希望する場合>

来所者端末へ誘導し、利用開始から一定時間が経過した時点で、端末利用希望で待っている者の有無等も勘案しながら、利用終了を促す。

また、利用開始・終了時刻について記録するとともに、必要に応じて、端末の操作方法案内も行う。

<ハローワーク相談員による職業相談・紹介を希望する場合>

ハローワーク求職登録の有無を確認し、既登録の場合はハローワーク相談員窓口への誘導を、未登録の場合はハローワーク求職登録の案内を行う。

また、必要に応じて、求職登録（求職申込帳票記入又は来所者端末の操作）にかかる案内・補助も行う。

<その他の場合>

就労に関する各種相談を希望する場合や、求職活動等にかかる各種証明の交付を希望する場合、サポートセンターの各種サービスの申込を希望する場合等は、来所者の要望を的確に把握し、札幌市相談員による相談・助言（個別支援含む）や関係機関へのリファー等の適切な対応を行う。

3 営業終了時付近の業務

- 17時の営業終了時刻が近づいたら、来所者に対して窓口相談・紹介の希望有無等にかかる確認と必要な案内を行う。
- 来所者端末利用者数等の実績その他必要な当日分の業務内容報告をハローワーク相談員へ情報提供する。
- 17時になったら、来所者端末のシャットダウンや、案内板・パンフレットラック等を施設内へ収納する等の営業終了作業を行う。

- 退庁前には、整理整頓を行い、個人情報書類は鍵付きのワゴン・キャビネット等に格納の上、施錠を確実に行うこと。
- 施設の施錠を行い、庁舎管理者へ鍵を返却する。

4 その他業務

- 受託者から札幌市への報告期日を毎月 11 稼働日とする、あいワーク業務に関する月次報告に必要な頻数の取りまとめ・書類作成等を行う。
- 西・清田・南・東ではそれぞれ週に 1 回、社会保険労務士による出張相談を実施する予定となっているので、相談希望者に対しては適切な案内・誘導を行うこと。

※注意事項※

本書は、あいワークにおける札幌市相談員業務の全てではなくあくまでも概要であり、管轄安定所によって取扱いに多少の差異もありますので、疑義が生じた場合は、札幌市及び北海道労働局（公共職業安定所含む）との間で適宜の確認・協議をした上で業務を行ってください。

契約金額の減額変更計算例

(単位:人)

就職人数	7条件のうち 3条件クリア	7条件のうち 2条件クリア (e~gを含む)	7条件のうち 2条件クリア (e~gを含まない)	7条件のうち 1条件クリア	7条件のうち 0条件クリア
400	150	95	100	35	20

基準人数320人

下記の計算方法に基づく就職実績が基準人数を下回った場合、下回った人数に50,000円
(消費税を含まず)を乗じた額を委託料から減額する。

【就職実績の計算方法(上記の場合)】

7つの条件(a~g)のうち、3つを満たす場合:1人 → 150人

7つの条件(a~g)のうち、e、f、gのいずれかを含む2つを満たす場合:1人 → 95人

7つの条件(a~g)のうち、e、f、gを含まない2つを満たす場合:0.5人 → 100人 × 0.5 = 50人

} 295人

※ 下回った人数 : 320人 - 295人 = 25人

【減額金額(消費税を含まず)】※ 契約改定の際には消費税相当額を加算する

25人 × 50,000円 = 1,250,000円